

「宮城県リサーチコンプレックス形成促進セミナー企画運營業務委託」企画提案 仕様書（案）

本仕様書は、宮城県が発注を予定している「宮城県リサーチコンプレックス形成促進セミナー企画運營業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定したうえで協議し、別途作成する。

1 委託業務の名称

宮城県リサーチコンプレックス形成促進セミナー企画運營業務委託

2 目的

本業務は、東北大学青葉山新キャンパスに建設が進められている2024年度に本格運用開始予定の次世代放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）を核とした企業等の研究開発拠点や生産施設等が集積するリサーチコンプレックスの形成促進に向けて、放射光利用が想定される企業等の経営層を対象に、宮城県内において、次世代放射光施設の概要説明等を含む県内の立地環境の優位性や将来像をPRするため、セミナーを開催するものである。

3 業務期間

契約締結日～令和6年2月28日

4 履行場所

宮城県内（受注者事務所及びセミナー開催会場等）

5 セミナー概要

- 開催時期 令和5年10月～11月（日時は発注者と協議の上で決定）
- 開催回数 1回（午後から概ね半日程度）
- 開催場所 宮城県内（アクセス等が便利な会場）
- 対象者 宮城県外に本社を置く企業であって、県内に研究開発拠点等を立地する可能性のある企業（次世代放射光施設と関わりが想定される分野）の経営層（役員クラス）

（5）プログラム

以下の内容を含むものとし、企画提案内容をもとに協議の上、決定する。

- イ 次世代放射光施設ナノテラスの施設見学
- ロ 基調講演（1名）
- ハ 宮城県の実施する事業、住環境、投資環境等に関する紹介（資料調整も含めて講師も

発注者で対応するもの)

二 交流会

(6) 参加者数 40名程度(1社あたり2名程度)

(7) 参加費 無料

(8) 参加者の旅費・宿泊費の取扱い

企画提案内容と密接に関連し、必要と考えられる場合は、参加者の宿泊費のみ、委託料に含むことができるものとする。

6 業務内容

(1) セミナーの広報、広報チラシの作成

イ セミナー参加者募集のため広報チラシを作成するとともに、発注者と協議の上で、企業への広報を実施すること。広報の開始時期は、セミナー開催日の1か月半から2か月前とする。

- ・規格：A4両面フルカラー

- ・部数：500部

- ・内容：セミナー名称、会場、開催内容、時間等を分かりやすくレイアウトしたもの

ロ 企業への広報にあたっては、発注者でターゲットを指定するが、参加者募集にあたり、自社ネットワーク等を活用した、効果的と思われる広報について提案すること。

(2) セミナーの企画・調整・運営

イ セミナーの企画・調整

- ・次世代放射光施設の利用が見込まれる企業などを対象に、「5セミナーの概要」に掲げる内容を含むセミナーを実施するものとし、企画・調整を行うこと。

- ・セミナーは、開催目的を踏まえ企画するものとするが、対象者が興味関心を持ちかつ参加を即すよう配慮するものとし、セミナーのタイトルを考案、提案すること。

- ・セミナー内容等について、集客及びPRのため効果的と思われる内容等を企画提案すること。その際、参加者に対して、宮城県の魅力等を十分に伝えることができるよう趣向を凝らすこと。

なお、企画提案にあたり、動画作成を提案する場合は、発注者において令和4年度に制作した動画が使用可能であることから、予め内容を確認した上で、その必要性について判断すること。使用を希望する場合は、発注者からCD-ROMを貸与する。

<https://www.youtube.com/watch?v=7nuXk-ru16U>

- ・セミナーが円滑に実施されるよう全体を調整し、発注者と協議し、セミナー開催日の運営スケジュール、業務分担、会場レイアウト、準備品リスト等を作成すること。

ロ セミナー参加の受付

- ・セミナー参加者の受付、申込に係る業務を行うこと。申込方法は、原則として受注

者が提案する方法により行うものとするが、発注者と協議の上で決定するものとする。

- ・申込者の情報を適切に管理し、発注者に定期的に状況を報告すること。

ハ 会場等の手配・準備

- ・セミナーの開催に必要な会場（講師等の控室含む）、設備、看板、移手段、人員等を手配し、準備を行うこと。
- ・セミナー当日に参加者に配布する資料等を作成し、準備すること。

二 基調講演講師への依頼・調整

- ・本事業目的に合致し、参加者が興味関心をもち、集客効果につながるような、適切な登壇候補者（2～3人）及び講演内容について提案すること。登壇者については、発注者と協議の上で決定する。
- ・登壇者への依頼、調整等は受注者が行うこと。

ホ 次世代放射光施設の見学依頼・調整等

- ・施設見学が円滑に行われるよう、施設管理者等と必要な調整を行うこと。
- ・施設の特徴や有用性等の説明ができる者を施設管理者と調整するとともに、説明内容について事前に調整すること。
- ・参加者の移手段（専用の運転手付きバス）及び添乗員を手配すること（例：仙台駅～NanoTerasu～会場 等）。

なお、運行に係る業務は、旅行業法、道路運送法その他本業務の実施にあたり必要な許可を受けたものを行うこと。

ヘ PR資料、ノベルティ等の作成

- ・参加者に配布する次世代放射光施設及び宮城県の放射光関連施策のPR資料を、発注者と協議の上で作成すること。PR資料はセミナー開催終了後も発注者において使用可能なものとする。

【次世代放射光施設及び宮城県の放射光関連施策に関する資料】

規格：A4両面フルカラー

部数：100部

ページ数：2ページ（両面印刷で1枚）

- ・参加者に配布するノベルティ（クリアファイル等）を、受注者において作成の上、セミナーで配布するものとし、ノベルティの配布方法について提案すること。
なお、ノベルティはNanoTerasu（ナノテラス）PR等に資するデザインとすること。
規格 受注者で提案すること
作成数 500程度

ト 参加者への記念品の準備

- ・参加者への記念品（紙袋含む）を準備すること。記念品は、伝統的工芸品等（例：仙台箆笥フォトフレーム 等）とし、NanoTerasu（ナノテラス）PR等の要素を加

えること。

- ・上記のほかに、宮城県のPR等に有効と思われる記念品がある場合には、提案するものとし、発注者と協議の上で決定すること。

チ セミナー当日の運営

- ・会場・設備の準備(会場及び控室手配等含む)
- ・セミナー参加者の移動の対応
- ・講師等への対応
- ・円滑な会場運営に必要な担当者の配置
- ・進行管理
- ・資料準備(発注者で作成したものも含む)、ノベルティ及び記念品の配布
- ・各種調整
- ・参加者へのアンケート調査
- ・記録(セミナーの様子、記念撮影等)

リ アンケート調査

- ・参加者を対象としたアンケート調査を実施し、セミナー実施の効果等の検証を行う。調査項目・手法などは企画提案を行うこととし、発注者と協議の上、決定すること。また、回収率が向上するよう工夫すること。
- ・アンケートの回答を集計し、発注者に提出すること。

(3) 講師及び参加者への御礼状の送付

- ・発注者と協議の上、基調講演講師及びセミナー参加者に対して、セミナー開催後速やかにお礼状を送付すること。

(4) 全体統括(事業の進捗管理)

- ・事業を円滑に進めるため、本業務の工程スケジュール表を作成して、発注者が進捗状況を把握できるようにするとともに、定期的に打合せを実施すること。
- ・打合せを実施した際は、議事録を作成して保管すること。

7 成果品等

次のものを成果品として提出すること。提出にあたっては、紙(A4版)での提出のほか、電子データ(PDF形式)を収めたCD-ROMを1枚提出すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) セミナー開催報告書(各プログラムの概要, 参加者数, 実施の様子が分かる写真, アンケート集計結果 等) 1部
- (3) セミナー参加者名簿 1部
- (4) 参加者アンケートの回答(原本) 1式

- (5) 本業務において作成したPR資料(編集可能なデータ含む)、ノベルティ等 残部
- (6) その他、発注者が受注者と合意のうえ、成果品として提出を求めるもの。

8 その他留意事項

(1) 実施体制

- イ 受注者は、本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ロ 実施責任者は、発注者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、発注者と緊密な連携、調整を図ること。
- ハ 契約締結後速やかに業務に着手し、業務の進行状況については、随時、発注者に報告すること。
- ニ 受注者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、事前に発注者の承認を得ること。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 著作権等

- イ 受注者は、本業務による成果品の著作権を全て発注者に譲渡し、発注者が、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- ロ 受注者は、発注者の事前の承認がない限り、成果品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(5) その他

- イ 本業務に関する必要な経費は全て委託金額に含むものとする。
- ロ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項

について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。